

大阪・関西万博に向けた文化発信イベント実施計画策定・開催準備業務 委託業務仕様書

1 委託業務名称

大阪・関西万博に向けた文化発信イベント実施計画策定・開催準備業務

2 業務の目的

関西広域連合では、2025年日本国際博覧会（以下「大阪・関西万博」という。）の開催は、関西文化の魅力を国内外に発信する絶好の機会であることから、様々な事業を通じて、大阪・関西万博を契機とした国内外への関西の魅力発信及び関西各地への観光誘客の実現を目指している。

そのため、2025年に開催される大阪・関西万博の機運醸成を図るとともに、大阪・関西万博の催事とも連携しながら、関西の文化力の向上や地域活性化、経済成長につなげることを目指して、大阪・関西万博の開催の前年となる2024年にオール関西で文化発信イベントの取組を進める。

本業務は、本文化発信イベント開催に向けて、先に策定した基本計画に基づく、会場計画、催事計画、運営計画、広報計画などを具体化した実施計画を策定するとともに、広報や出演者の募集等開催前年に必要となる準備を行うが必要であり、これらの業務を委託するものである。

3 委託期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

4 委託業務の概要

本事業で委託する内容は、次の（1）～（5）とする。

なお、業務の実施にあたっては、「大阪・関西万博に向けた文化発信イベント（仮称）基本計画書」（以下、「基本計画」という。）を踏まえるとともに、関西広域連合と十分に協議・調整すること。

（1）文化発信イベントに係る具体的な催事内容等を定めた実施計画の策定

①開催概要

- ・基本計画のコンセプト、テーマに基づいた具体的な開催概要（実施場所、開催時期、開催時間など）について計画立案すること。
- ・コンセプトに基づいたイベントタイトルや、イベントロゴ等を作成すること。

②催事内容

- ・基本計画のコンセプト、テーマに基づいた具体的な催事内容を計画立案すること。
- ・開催期間、会場特性を考慮した具体的な催事内容を計画立案すること。
- ・大阪・関西万博のプレイベント等との効果的な連携を検討すること。

③会場計画

- ・基本計画のコンセプト、テーマに基づいた具体的な会場ゾーニング(各ゾーンの会場構成、各種レイアウト)を計画立案すること。
- ・イベント会場の会場図面を作成すること。

④運営計画

- ・基本計画のコンセプト、テーマに基づいた具体的な運営方針を計画立案すること。
- ・具体的な来場者数(目標)の設定すること。
- ・運營業務の区分・体制を検討整理すること。
- ・具体的な警備計画を立案すること。
- ・危機管理、緊急時に係る具体的な対応を計画立案すること。
- ・感染症対策について検討すること。

⑤その他

- ・基本計画に基づいた具体的な広報戦略を計画立案すること。
- ・大阪・関西万博の広報宣伝活動との効果的な連携を検討すること。
- ・催事ごとの具体的な収支計画を計画立案すること。なお、収支計画の策定に当たっては、事業収入や協賛の勸奨を行い民間資金の活用を積極的に取り入れること。
- ・各事業については、本計画用として新たに企画制作されるものとするが、民間主体事業に関西広域連合が共催する等の実施方法についても工夫・検討すること。

(2) 事業スケジュール策定

- ・(1) ①～⑤について、主な工程を踏まえた全体スケジュールを計画立案すること。
- ・令和5年8月までに、実施計画(中間まとめ)として、(4)開催準備に必要な内容を取りまとめること。

(3) 全体予算の作成

- ・(1)に係る費用について、具体的に試算すること。

(4) 開催準備

①広報

- ・開催概要、催事内容の大枠をリリースし、事業の認知拡大を図ることを目的とした広

報活動を行うこと。

- ・HP 等 Web を効果的に活用すること。

②出演者の公募

- ・計画立案した催事内容に基づき、必要な事項をまとめた公募要領を作成し、出演者等の公募等を行うこと。

③催事の企画立案

- ・基本計画の趣旨に沿うナビゲーター、リーダーを選定し、関西各地の文化の担い手や公募した出演者等と共に、催事の具体的な企画立案を行うこと。

(5) その他

①ドキュメント類作成

- ・実施計画策定に係る打合せドキュメント類（各種提案書、図面、検討資料など）を作成すること。

②打合せ

- ・本業務の実施にあたっては、業務を円滑に進めるために必要な打合せ（対面又はオンライン）の機会を設けること。なお、電話やメールによる打合せは随時行うものとする。
- ・本業務における実施内容は、提案内容をふまえ、最終的に関西広域連合と協議の上、決定すること。

5 納品物及び納期

①成果品

- ・本業務における成果品は、作成した実施計画書の他、作成・使用したデータ等も提出すること。
- ・受託者は、成果品を電子ファイルで提出することとし、電子ファイルのデータ形式及び提出方法については、事前に関西広域連合の承認を受けること。
- ・また、電子ファイルは、業務終了後に関西広域連合が再利用しやすいよう配慮すること。
- ・成果品については、電子ファイルの他、A4サイズで20部印刷のうえ、提出すること。

②業務完了報告

- ・受託業務が完了したときは、履行期限までに業務完了報告書1部（任意様式、A4・両面印刷）を提出し、関西広域連合の完了検査を受けること。

6 留意事項

- ・最終的な委託業務内容については、採択後に委託者と協議の上、決定することとする。
- ・受託者は、本業務の遂行にあたり、関連法令及び本業務仕様書を遵守すること。

- 本業務仕様書及び契約書に定めのない事項や、その他調整を要する事項については、受託者と委託者が協議の上、決定すること。
- 全ての成果品の所有権、著作権（著作権法第 27 条・第 28 条に規定する権利を含む）、利用権は、委託者に帰属するものとする。また成果品の一部に第三者が権利を有する著作物を使用した場合は、所有権、著作権、利用権等に関して必要な手続きを行い、使用料等の負担及び責任は受託者において負うものとする。
- 成果品に対し、第三者からの権利の主張、損害賠償請求等が生じたときは、委託者の責に帰すべき事由による場合を除き、受託者の責任と負担によりこれを処理解決するとともに、委託者に損害が生じた場合にはその損害を賠償しなければならない。
- 業務完了後に、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに要する経費は受託者の負担とする。
- 受託者は、業務中に知り得た内容について、第三者に情報を漏らしてはならない。
- 電子媒体によるデータ納品については、ウィルス対策ソフトにより検査したうえで納品すること。納品物が納品時点でウィルス等に感染していることにより委託者又は第三者が損害を受けた場合は、全て受託者の責任と負担により、原状回復、及びその他賠償等について対応すること。